

セールインベントリーリストの運用についての説明

ジャパンカップ2017 レース委員会

今回 インベントリーリストの運用について 質問が来ています。これについての
レース委員会としての見解を説明しておきます。

1) 2017年度のジャパンカップ公示には 下記の関連する規則があります。

4.1 参加艇は下記書類を提出期限までに提出すること

4.1.1 提出書類と提出期限

①セールインベントリーリスト<提出期限：7月31日（月）>

2) レース委員会の見解

①公示4.1.1の通りに セールインベントリーリストは 7月31日までに 提出
ください。

②新しいセールが 7月31日までに セールデータが手元に届かずに、セールイン
ベントリーリストにセールデータを記入できない場合。

新しいセールが届く旨を記入して、提出する。

セールデータが届けば インベントリーリストに その数値を追記して提出する
こと。

次に インспекターに申告して「確認」を受け、スタンプの「押印」を受ける
こと。

③レース期間中に セールが破損して、代替セールと交換したい場合。

基本的には この様な可能性のあるセールも 当初のセールインベントリーリス
トに記入して インспекションでインспекターの確認を受けてください。